

平成29年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

(Ⅱ 定住外国人の子供の就学促進事業)

事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【豊橋市】
平成29年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制 外国人児童生徒の就学促進事業がIOM事業だった時代から継続して事業に取り組んでいる「学校法人カンティーニョ学園」に本事業を委託することにより、これまで積み上げてきた実績やノウハウを活かして外国人児童生徒への支援を継続した。 実施にあたり、市教育委員会の国際担当指導主事や外国人児童生徒相談員との協働による体制とし、指導テキストや日本語指導に対する助言、児童生徒の学習の進捗状況の随時確認など、公立学校への円滑な転入を図るため密な連携を行った。
2. 具体の取組内容 市教育委員会と連携し、本事業で支援する児童生徒と公立学校において支援する児童生徒に分け、お互いが効率的に不就学児童の支援ができる仕組みとした。 公立学校においては、特に外国籍の児童生徒の多い地区については、不就学児童生徒の初期支援を実施するためのプレクラスや国際教室の取り出し授業を実施するものとし、プレクラスの無い公立学校については、優先的に本事業において支援した。 また、本事業での外国人児童生徒の学習状況や、その児童生徒を受け入れる予定の公立学校の受け入れ体制の両面を考慮し、市教育委員会と随時転入時期などを相談しながら、適切な時期に転入手続きを行うとともに必要に応じて外国人児童生徒相談員との面談も実施した。 転入にあたっては、本市が特別の教育課程を全対象校で実施していることに鑑み、その個別の指導計画に代わる様式を事業実績報告の中に織り込み、公立学校での今後の指導へスムーズに移行するための仕組みを取り入れた。
3. 成果と課題 市教育委員会と連携し、必要に応じて他部署とも調整を行ったことで、外国人児童生徒の就学支援を市内全域において効率的に実施することができた。 しかし、本事業において受け入れる児童生徒について、発達障害の疑いがある児童生徒や日本語能力に差がある児童生徒など、公立学校に比べて指導体制が脆弱な環境の中では支援が困難となる場面があった。 また、学齢期終了間際の生徒の受入では、転入してすぐに卒業させるだけの日本語能力を身に着けさせることが困難であり、そうした生徒に対してどのように対応するか、市教育委員会とも連携して支援の仕組みを構築することが必要である。
4. その他(今後の取組等) 上記の課題を踏まえ、次年度においては、中学生年齢の生徒を公立学校で指導する体制をとることを検討するなど指導体制を強化し、より充実した支援体制としていきたい。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。)